平成３０年（フ）第９号
長野県岡谷市東銀座２丁目13番９号　大信コーポ103号
債務者　山田　昌英
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第１０号
長野県岡谷市東銀座２丁目13番９号　大信コーポ103号
債務者　山田　　勇
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第１２号
兵庫県宍粟市山崎町大沢161番地１
債務者　井口　雅博
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第１３号
兵庫県たつの市神岡町大住寺432番地１フォレストケープＡ棟102号
債務者　田所　　幸
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第８５号
大分県別府市石垣東１丁目９番20―302号　テラス石垣
債務者　水江　真実
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５６号
宮崎県延岡市若葉町１丁目2806番地２
債務者　立元久美子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第５７号
宮崎県延岡市野田町5110番地　市営住宅７－２－８―153
債務者　水永　吉光
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第５８号
宮崎県延岡市桜園町138番地２　桜園ハイツ202
債務者　三続　玲子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第７号
大分県佐伯市長島町３丁目20番３―101号　グランスイート
債務者　伊藤香津子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
広島県府中市鵜飼町66番地　橋本マンション307
債務者　竹内　智康
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第４８号
神奈川県横須賀市富士見町２丁目16番地２　Ｕ．Ｋ　ＨＯＵＳＥ　103
債務者　ＭＩＲＡＮＤＡ　ＳＨＩＭＡＪＵＫＯ　ＣＡＲＬＯＳ　ＥＮＲＩＱＵＥ（通称　島福　カルロス）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１６号
島根県雲南市木次町寺領1349番地
債務者　上野城郁子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９号
島根県仁多郡奥出雲町三成1667番地６　滝の上町営住宅　２―22
債務者　早戸　智樹
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０号
松江市雑賀町82番地　メゾンラフォーレ102号室、前住所松江市上乃木五丁目18番38号　ハイツＫ・Ｈ101号室
債務者　立道かおり
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
大分県佐伯市城南町13番24号
債務者　山田　光宏
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
愛媛県八幡浜市古町１丁目３番13号
債務者　阿部　正法
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午前11時
松山地方裁判所大洲支部